

授業科目名	精神医療と法 Psychiatry and Law
授業科目群	展開・先端科目
標準学年	2・3年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	後期
開講曜日・時限	火曜日・6時限
単位数	2単位
担当教員名	森豊・鐘ヶ江聖一・田瀬憲夫 (Mori Yutaka, Kanegae seiichi, Tase Norio)
授業の目的	<p>日本の精神科医療は、約20万人とも言われる非任意入院患者を抱え、諸外国に例を見ない閉鎖性があるとされている。その中で今もなお後を絶たない精神科病院における人権侵害事件や不祥事、「社会的入院」に象徴される精神障害者の社会復帰への有形・無形の大きなバリア等々、様々の問題を抱えており、欧米の水準や国連原則「精神疾患を有する者の保護およびメンタルヘルスケアの改善のための諸原則」(1991年12月国連総会決議)に照らしても著しく立ち後れていると言われている。</p> <p>1987(昭和62)年及び1995(平成7)年の精神衛生法から精神保健法及び同法から精神保健福祉法への転換とその後の法改正によって、精神医療の在り方は、精神障害者の人権を保障しつつ、いかにして適切な医療保護を提供し、精神障害者の社会復帰を図り、障害を持たない者と同等に生活しうるようにするかという基本的方向性が示され、そのための種々の改革が試みられたが、そこで示されている理念と現実の乖離はまだまだ大きいという実情にある。近年、厚生労働省は、「社会的入院」の解消を打ち出しているが、現実には遅々として進んでいない。他方で、精神科医療現場では、「入院中心から地域医療へ」の実現を目指して、様々な取組も行われるようになっている。</p> <p>このような精神科医療と精神障害者の人権問題についての法律実務家の認識は、長い間、極めて希薄であり、ごく一部の先進的な弁護士らを除いて、これに真正面から取り組むことを怠ってきたと言わざるを得ない。</p> <p>ところが、民事分野では2000(平成12)年に成年後見制度が発足するとともに、刑事分野では2005(平成17)年の心神喪失者等医療観察法施行により、多くの法律家がこれらの手続を導入口として精神障害者の問題に取り組むことになった。</p> <p>精神障害者を含む障害者との共生社会の実現は、21世紀のわが国にとって極めて重要な課題であることは言うまでもなく、そのために司法とその周辺領域における法律実務家の果たすべき役割は非常に大きいものがある。</p> <p>このような見地に立ち、授業では、①精神保健福祉法と国連原則における精神障害者人権保障の概要と同法下での精神医療審査会の運用及び弁護士による精神障害者の人権相談・援助活動の実情等のほか、②精神障害者の刑事責任能力をめぐる司法精神医学の観点からの理論と実務、③心神喪失者等医療観察法の制度と運用の実情、さらには、④精神障害者による自傷他害事故に関する医師・病院の責任に関する判例等を概観し、精神科医療と精神障害者をめぐる法律的諸問題についての基本的知識を学習して、上記のような現状の問題点と課題に対する理解を深め、法律実務家として必須の基礎的素養と具体的実践に直面した場合に適切な対応をすることができるための指針を体得することを目的とする。</p>
履修条件	特になし。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。

<p>授業の概要</p>	<p>精神障害(者)の概念と精神科医療の在り方及び精神障害者の人権保障に関する精神保健福祉法と心神喪失者等医療観察法を中心とする現行法制の体系と仕組みについての基本的知識を習得するとともに、欧米の実情や国連原則、更には障害者権利条約とも対比しつつ、わが国の制度と現状の問題点への認識を深める。</p> <p>その上で、大別して以下の四つの観点から、精神科医療と精神障害者をめぐる法的・制度的・実践的課題に対する法律実務家としての基礎的素養を体得する。</p> <p>① 非自発的入院患者の入院及び処遇に対する不服申立制度である精神医療審査会への積極的関与を含めて、精神科医療の改革と精神障害者の人権擁護及びその社会復帰の促進という精神保健福祉法の目的に資する法律実務家の果たすべき役割を考察する。</p> <p>② 精神障害者による犯罪(触法)行為の刑事責任をめぐり理論とその適用に関する判例の動向を確認するとともに、問題点を検討する。</p> <p>③ いわゆる触法精神障害者の処遇に関する心身喪失者等医療観察法の審査手続きを通じた精神障害者の人権擁護及びその社会復帰における司法と精神科医療の関わり方についての制度的・実践的課題を考察する。</p> <p>④ 民事・家事等の事件において生起する精神障害者の意思能力の問題、精神障害者の自傷・他害事件に対する医師・保護者らの責任の問題に関して、判例に表れた具体的事例等を素材とするケース研究を通じて学習する。</p> <p>This course examines Psychiatry and Law.</p>
<p>授業計画</p>	<p>第1回 精神科医療と法の交錯・・・オリエンテーション (田瀬)</p> <p>第2回 精神障害者の人権と法 (森)</p> <p>第3回 精神保健福祉法の概要 (森)</p> <p>第4回 精神保健福祉法の概要 (森)</p> <p>第5回 精神医療審査会詳論 (森)</p> <p>第6回 精神障害者の人権と法律家の役割 (森)</p> <p>第7回 小レポート講評・精神疾患(障害)の基礎知識 (森)</p> <p>第8回 触法精神障害者問題の歴史と現状(鐘ヶ江)</p> <p>第9回 刑事責任能力概論(鐘ヶ江)</p> <p>第10回 心神喪失者等医療観察法概論(鐘ヶ江)</p> <p>第11回 事例検討1(鐘ヶ江)</p> <p>第12回 事例検討2(鐘ヶ江)</p> <p>第13回 精神科医療と民事法の交錯 ～医療事故を中心に～(田瀬)</p> <p>第14回 事例検討1(田瀬)</p> <p>第15回 事例検討2(田瀬)</p>
<p>授業の進め方</p>	<p>導入及び基本的な制度解説については、講義という形をとらざるを得ないが、将来法律実務家となった場合に、具体的な案件に直面して自らを調査・検討して考える力を培うため、随時、学生に予め調査・検討した結果を発表させ、これをめぐって他の学生との討議を行い、その過程で、教員が随時コメントをして議論の方向性を指導するとともに、最終的などりまとめをするという対話方式も取り入れながら授業を進める。また、できる限り具体的事例を素材にしたケース研究を重視することとする。また、必要に応じて、精神科医師の助言を検討する。</p> <p>なお、各回の授業の具体的なテーマについては、上記授業計画を基本とするが、「精神医療と法」の分野が極めて多岐にわたっていることから、学生の関心対象や理解度等をも勘案して、変更があり得る。</p>

教科書及び参考図書等	<p>授業に必要な資料等は、担当教員において講義案を作成して配布するが、講義案は主として以下の文献を参考にして作成するとともに、適宜授業で言及する。</p> <p>『新版精神保健福祉法講義』(大谷實/成文堂/図書室備付け)  『精神障害法』(池原毅和/三省堂/図書室備付け)  『精神科医療と法』(中谷陽二/弘文堂/図書室備付け)  『精神障害者の人権救済』(福岡県弁護士会精神保健委員会/図書室備付け)  『精神病』(笠原嘉/岩波新書)  『心病める人たちー開かれた精神医療へ』(石川信義/岩波新書)  『精神医学ハンドブック・第6版』(山下格/日本評論社/図書室備付け)  『精神医学』(仙波純一ら/放送大学教育振興会)  『専門医がやさしく語るはじめての精神医学』(渡辺雅幸/中山書店/図書室備付け)  『精神保健福祉法詳解(三訂版)』(精神保健福祉研究会/中央法規/図書室備付け)  『専門医のための精神科臨床リユエール1・刑事精神鑑定のすべて』(五十嵐禎人/中山書店/図書室備付け)  『精神医療と心神喪失者等医療観察法』(ジュリスト/有斐閣)  『精神医学と法』(臨床精神医療学講座22/中山書店/図書室備付け)  『司法精神医学・全6巻』(中山書店/図書室備付け)</p>
試験・成績評価等	<p>12回以上出席した者について、講義の欠席回数、講義における積極性、発言内容等(配点40点)、及び、3人の各教員毎に出される課題に対する小レポート(配点60点)によって得られた成績を基礎に、水準に達していると判断した者について相対評価を行う。</p>
事前学習	<p>授業開始前に講義案を配布するので、全体を一読しておくこと。  『精神病』(笠原嘉/岩波新書)を読んでおくことが望ましい。  『司法精神医学・全6巻』(中山書店/図書館備付け)の第1巻冒頭の総目次に目を通し、「精神医療と法」の分野で取り扱われる多種多様なテーマを鳥瞰的に把握しておくことが望ましい。</p>
課題レポート等	<p>3人の各教員から小レポートのための課題を出す。</p>
オフィスアワー	<p>授業終了時に質問を受け付ける。</p>
その他	<p>特になし</p>